５．国庫補助金等特別積立金について

新会計基準では、固定資産以外（10 万円未満の初度設備等）についても、各拠点区分で国庫補助金等特別積立金に計上することになります。（Q&A　問 9）

10 万円未満の初度設備等に対応する国庫補助金等特別積立金は、初度設備を購入した年度に国庫補助金等特別積立金を積立てた上で、同年度に取崩しを行います。

※　旧基準との取り扱いの違い

国庫補助金等により取得した資産の減価償却に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額は、旧基準では、事業活動収支計算書の事業活動収支の部の収入に計上されていましたが、新基準では、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上します。

国庫補助金等特別積立金の対象となった基本財産等が破棄され又は売却された場合には、旧基準では、事業活動収支計算書の特別収支の部の収入に計上されていましたが、新基準では、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上します。

６．リース会計について

リース契約で使用するリース物件を資産として、リース債務を負債として貸借対照表に計上することとなりました。

・**ファイナンス・リース取引**・・・通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理が必要

→リース資産について、主な資産の種類や減価償却の方法等を財務諸表へ注記する。

・**オペレーティング・リース取引**・・・通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が必要

→解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照日後 1 年以内のリース期間に係るものと、1 年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。

ただし、リース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下の場合には、通常の賃貸借取引としての処理が可能です。

移行時には現在のリース契約の内容を確認することが必要となります。